

7 義眼・眼鏡について

☆判定依頼を上げる前には事前に相談所までご連絡ください☆

💡 義眼・眼鏡は、視覚障害の身体障害者手帳（以下、「手帳」という）所持者および難病患者等が対象となります。

1 義眼について [種類] ①レディメイド／②オーダーメイド

[対象者]

無眼球又は眼球萎縮のために義眼を必要とする者等

- ① レディメイド…眼窩の状態が普通義眼（既製品）に適合する者
- ② オーダーメイド…眼窩の状態が普通義眼（既製品）に適合しない者

2 眼鏡について [種類] ①矯正用／②遮光用／③コンタクトレンズ／④弱視用

① 矯正用

[対象者]

視覚障害者（児）のうち、矯正眼鏡を使用することにより視力の向上が見込まれる者。
視力障害の矯正用として支給されるものであり、視野障害による手帳所持者は対象外。

② 遮光用（前掛式／掛けめがね式）

[遮光用とは]

羞明の軽減を目的として、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているものであること。

[対象者]

視覚障害（視野・視力）の手帳所持者で、以下の要件を全て満たす者。

- ・羞明をきたしていること
- ・羞明の軽減に、遮光用の装用より優先される治療法がないこと
- ・眼科医による選定、処方であること

※この際、下記項目を参照の上、遮光用の装用効果を確認すること

- ・まぶしさや白んだ感じが軽減する
- ・文字や物などが見やすくなる
- ・羞明によって生じる流涙等の不快感が軽減する
- ・暗転時に遮光用をはずすと暗順応が早くなる

③ コンタクトレンズ（多段階／虹彩付き）

[対象者]

多段階 …角膜形状異常や強度の屈折異常等のため一般的なコンタクトレンズ装用が困難で真に必要な者。

虹彩付き…角膜白斑あるいは羞明等があり、遮光用の眼鏡装用が困難で真に必要な者。

④ 弱視用（掛けめがね式／焦点調整式）

[弱視用とは]

掛けめがね式は、主に近用として使用される。焦点調整式は、望遠鏡型で主に遠用に使用される。倍率は一般的に2倍であるが、3倍以上の高倍率のものもある。

[対象者]

矯正眼鏡、コンタクトレンズを使用しても矯正ができない場合に、物体を拡大してみる必要がある者。高倍率（3倍率以上）については、職業上又は教育上真に必要な者。

2 留意点

(1) 現症

意見書・処方箋の現症矯正視力が手帳交付基準に該当しない場合は、矯正用、コンタクトレンズ、弱視用の支給はできません。

また、手帳取得後に手術等により視力が回復するケースもあるため、再支給の場合も必ず現症矯正視力の確認が必要です。

(2) その他

- ① 義眼、遮光用、弱視用は、受託報酬額に 6%を加算、
矯正用、コンタクトレンズは、受託報酬額に 10%を加算することができます。
- ② 矯正用、遮光用の上限価格はレンズ 2 枚 1 組のものとし、枠を含むもの。
現在所持しているフレームをそのまま使用したい場合は、修理価格表のレンズのみで見積をとること。レンズは 1 枚の価格で表記されています。
- ③ コンタクトレンズの上限価格はレンズ 1 枚のもの。
多段階レンズは 7,150 円、虹彩付レンズは 5,150 円増し。
- ④ 乱視の場合は、片眼、両眼にかかわらず、4,350 円増し。
- ⑤ 矯正用に遮光用の機能が必要な場合は、一律 31,200 円が上限価格。

8 補聴器について

【支給対象者】聴覚障害の身体障害者手帳所持者および難病患者等で、高度難聴用、重度難聴用の補聴器が真に必要な者。

※手帳所持者でも現症(今の聴力レベル)が手帳に該当するか確認

出力

■高度難聴用

☐一般的には手帳の4級又は6級程度の聴覚障害者

■重度難聴用

☐一般的には手帳の2級又は3級程度の聴覚障害者

6級 両耳 70dB 以上
一側 90dB 以上 他側 50dB 以上
4級 両耳 80dB 以上
語音明瞭度 50%以下
3級 両耳 90dB 以上
2級 両耳 100dB 以上

※上記とは異なる処方の場合は処方理由が明記されているか確認

装用耳 は必ず事前にお電話ください。

■片耳

☐装用効果が高い方(一般的には良聴耳)

※上記と異なる処方の場合は処方理由が明記されているか確認

■両耳

☐児については、療育上、教育上必要な場合、支給可能

☐者については、教育上または職業上真に必要なと認められる場合のみ支給可能

☐「実態調査票」の提出が必要な場合がある

種類 は必ず事前にお電話ください。

■ポケット型

■耳かけ型

■耳あな型(レディメイド、オーダーメイド)

☐職業上や耳の形状上、ポケット型及び耳かけ型の使用が困難な者が対象

☐オーダーメイドの場合、レディメイドでの対応が不可能な者が対象

※上記の場合は理由が明記されているか確認

☐重度難聴用耳あな型は特例補装具となるため「特例補装具意見書」が必要

☐「実態調査票」や耳かけ型が装用困難とわかる写真の提出が必要

■骨導式(ポケット型、眼鏡型、その他)

☐伝音性難聴であって、耳漏が著しい又は外耳道閉鎖症等を有する者で、かつ耳栓又はイヤモールドの使用が困難な者が対象

☐その他の場合は特例補装具となるため「特例補装具意見書」が必要

■補聴援助システム(ワイヤレスマイク、受信機)

☐教育上または職業上真に必要なと認められる場合のみ支給可能

☐耳かけ型補聴器以外との併用は特例補装具となるため「特例補装具意見書」が必要

☐「実態調査票」の提出が必要

※複数の種類を希望される場合は、それぞれに判定依頼書が必要です。

■判定依頼書のポイント

- 装用耳の記載をすること
- 差額自己負担による機種変更がある場合は、備考欄に記載すること
- 過去の購入・修理履歴がある場合は、内容(時期・装用耳・名称及び型式)を記載すること

■見積書のポイント

申請者名等の記載があるか。

市町村長又は福祉事務所長宛てになっているか。

事業者名(支店名)担当者名、連絡先の記載があるか。

試聴を行った
・総合支援法対象の機種名
・装用耳
が記載されているか。

全体に6%を加算した額の合計
※調整額への加算は不可
※修理の場合、部品によっては10%になることもある。

見積書		
機種名	個数	金額
調整額		
		合計

デジタル式補聴器で、補聴器の適用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
加算がある場合は、技能者証の写し又は資格免許証の写しの添付が必要。

認定技能者証

有効期限〇年〇月〇日

※有効期限が過ぎていないか確認

■カタログ・性能表のポイント

- 選定された機種の出力が処方・見積書と合致すること
- 出力は性能表の値を確認すること

<性能表の例>

JIS C 5512-2000		90dB最大出力音圧レベルのピーク値	
	補聴器A		
	補聴器B		

●本データはJIS C 5512:2000で表示しています。

高度難聴用：140dB未満
重度難聴用：140dB以上

<性能表の例>

JIS C 5512-2015		90dB最大出力音圧レベル	
		最大値(OSPL)	
	補聴器A		
	補聴器B		

●本データはJIS C 5512:2015で表示しています。

高度難聴用：130dB未満
重度難聴用：130dB以上

■差額自己負担の取り扱いについて

- 本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合、差額を本人が負担することにより判定と名称が異なる補聴器への変更が可能

[例] 高度難聴用耳かけ型(総合支援法対象の機種) → 高度難聴用耳かけ型(小型軽量)
高度難聴用耳かけ型(総合支援法対象の機種) → 高度難聴用耳あな型

- 支給券の基準額及び見積額は、希望機種の価格ではなく、告示の基準額及び基準額以内での見積額となる
- 修理においても、判定機種(総合支援法対象の機種)に対応する修理項目の基準額までの支給となる。修理基準額を超えた費用や該当しない箇所(部品)の修理は自己負担となる

<手続きについて>※判定依頼を行う場合

- 必要書類に加えて、「差額自己負担による機種変更説明書(写し)」を添付
- 見積書・カタログは基準分(試聴を行った総合支援法対象の機種)のもの
- 判定後に希望があった場合は、
 - ・事業者→市町村
支給券と併せて「差額自己負担による機種変更説明書(原本)」を提出
 - ・事業者→相談所
製品検査時に「差額自己負担による機種変更説明書(写し)」を提出
- 希望機種の確認は、判定時もしくは製品検査時に行うため、事業者はカタログ(差額分)の提出が必要

■耐用年数内での再支給について

- 使用状況などを調査し、修理または再支給が適当か判断する
- 修理不能の場合には、事業者からの「修理不能証明書(メーカーからの見積書や写真など)」の添付により再支給が可能
- 再支給よりも修理が高額になる場合は両方の概算額を聴取し、比較検討が必要
- 災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費の支給が可能

9 人工内耳用音声信号処理装置(修理)について

1 修理費支給対象者

聴覚障害者(児)で、人工内耳装用者のうち、医師が当該人工内耳用音声信号処理装置の修理が必要であると判断している者

2 対象機器

人工内耳用音声信号処理装置(標準型・残存聴力活用型)のみ

※以下の機器は対象外

- ・人工内耳用インプラント
- ・人工内耳用ヘッドセット(マイクロホン・送信コイル・送信ケーブル・マグネット・接続ケーブル等)
- ・人工内耳用音声信号処理装置の電池

3 支給の留意点

支給決定に当たっては、市町村は、当該人工内耳音声信号処理装置について、補装具事業者(人工内耳メーカー)や本人への聞き取りを行い、以下の項目を確認する。

- (1)補装具事業者が定める保証期間を超過していること
- (2)補装具事業者が修理可能と判断していること
- (3)申請者が人工内耳音声信号処理装置の修理を対象にした任意保険に加入していないこと

◇ 医師は、『補装具費支給意見書・処方箋(人工内耳用音声信号処理装置の修理)兼確認票』を作成する。

- ・受託報酬額に10%を加算することができる
- ・市町村で判断可

10 重度障害者用意思伝達装置について

☆相談・申請があった時は事前に相談所までご連絡ください☆

1 支給対象者について

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。

💡 身体障害者手帳と現症（現在の状態）に相違がある場合でも、
医師が現在の状態を確認することで、重度障害者用意思伝達装置の必要性を
判断することができます。

○身体障害者手帳（以下「手帳」という。）所持者の場合

- ・手帳内容が両上下肢障害の「著しい障害」であっても、現症が「全廃」の場合や、音声・言語機能障害の手帳を取得していない場合でも、現在の状態を医師が確認することで判断を行う。
- ・音声・言語機能障害に該当しない者でも、人工呼吸器常時装着や気管切開を行っている場合は、コミュニケーション能力が現在どの程度あるのか確認し判断を行う。
- ・体幹機能障害の手帳所持者については、手帳内容の見直しを必ずしも求めるものではない（「体幹機能障害」→「両下肢機能障害」への見直し）。

○手帳所持がない場合（難病患者等）

- ・難病患者等については、原則身体障害者・児の手続きに準ずる。
- ・医師の意見書等により、急速に進行するため、迅速な支給が必要と認められる場合は、迅速に判定依頼、判定及び支給決定を行う等、迅速な対応に努めること。
- ・身体状況については、医師意見書・処方箋（様式 14-1）及び重度障害者用意思伝達装置申請に基づく意見書（様式 14-2）にて、現在の状態の確認を行う（記載者については 4 の項参照）。

2 判定方法（購入・借受け同様）

※令和5年9月7日付け福総相第380号の通知参照

☆原則、動画判定

以前まで、訪問調査による判定を基本としていましたが、適正及び速やかな支給につなげるために、令和5年10月1日より、動画による判定（動画での操作状況確認）へ判定方法を変更しました。

3 機種の種類と選定の留意点

※製品や詳細は P11,12 参照

本体

文字等操作入力方式
簡易な環境制御装置が付加されたもの
高度な環境制御装置が付加されたもの
通信機能が付加されたもの
生体現象方式

入力装置

接点式入力装置 帯電式入力装置
筋電式入力装置 光電式入力装置
呼気式（吸気式）入力装置
圧電素子式入力装置 空気圧式入力装置
視線検出式入力装置

- ・文字等走査入力方式の場合、使用目的や付加機能によって対象となる機器が異なる。
- ・入力装置は、本人の身体状況に合ったものを試用のうえ、操作可能であるか確認が必要。

4 申請から受領までの流れ

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 相談・申請 | : 本人・病院・事業者等 → 市町村 |
| ② 判定依頼に必要な書類等の準備 | : 市町村 |
| ③ 判定依頼 | : 市町村 → 相談所 |
| ④ 医学的判定、判定書送付 | : 相談所 → 市町村 |
| ⑤ 支給決定、通知送付 | : 市町村→本人・事業者 |
| ⑥ 適合及び使用状況確認(仮納品) | : 市町村 |
| ⑦ 適合報告書作成 | : 市町村 |
| ⑧ 適合判定、製品検査 | : 相談所 |
| ⑨ 本人受領 | |

① 相談・申請

聞き取りのポイント

- ☐ 疾患名(例:筋萎縮性側索硬化症 ALS、多系統萎縮症 等)
- ☐ 現症(手帳内容と異なる場合があるため)
重度の両上下肢及び音声・言語機能障害の状況について確認
- ☐ 現在のコミュニケーション状況
Yes/No(うなずき、表情等)、発声、文字盤 等
- ☐ 在宅、入院、入所の別(かかりつけ医、専門職とのかかわりについて確認)
- ☐ 希望の事業者
- ☐ 試用の有無(デモ)
試用有○:試用機種(本体・スイッチ)の確認
試用無×:試用してからの申請となるため、病院や施設への相談を促す

☆今後の手続きの流れ等をお伝えしますので、聞き取り後は、相談所に連絡をお願いします。

② 判定依頼に必要な書類等の準備

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ・判定依頼書、事前調査書 | : 市町村担当者作成 |
| ・意見書・処方箋(様式 14-1、様式 14-2) | : 15 条指定医作成 |
| ・見積書、カタログコピー | : 補装具事業者作成 |
| ・操作状況が分かる動画 | : 病院、事業者、家族等関係者撮影 |

〔判定依頼書〕

耐用年数内の再支給申請、スイッチ交換を伴う修理申請の場合は、判定依頼書の備考欄にその理由を明記してください。

なお、日常生活用具、自費購入等で意思伝達装置の所持がある場合は、判定依頼書備考欄に記載してください。

〔事前調査書〕

支給対象に該当するか確認を行うために必要な書類です。各項目について申請者又は家族等に聞き取りを行い記載します。

試用実績や使用経験の確認は、判定を行うために必要です。動画確認時に使用効果が見込めない場合、再度機種選定からやり直すこととなり支給が遅れるため、事前調査書の裏面の留意点に沿って確認及び対応をお願いします。

〔見積書〕

見積書に記載されている製品が処方通りであるか確認し、相違がある場合は事業者や病院へ問い合わせます。プリンタを必要としない場合は、本体基準額から 15,000 円減じた額となっているか確認してください。

〔カタログ〕

処方されたものすべての製品のカタログが必要です。必ず価格が明記されているものが必要となりますので、確認できない場合は、補装具事業者に提出するよう依頼してください。

〔動画〕

本人の姿勢、本体・スイッチの設置状況、本体入力画面、スイッチの操作状況がはっきりとわかる様子を撮影してください。また、判定依頼の前に必ず市町村担当者も動画での操作状況の確認を行ってください。相談所での動画確認時に上記の状況が確認困難の場合は、再撮影を依頼することがあります。迅速な判定に繋がるようご協力をお願いします。

③ 判定依頼

必要書類等の準備ができたなら相談所に判定依頼を進達します。

④ 医学的判定、判定書送付

進達のあった書類及び動画の確認を行います。記入漏れ等、書類内容に不備があった場合は、追加調査等を依頼することがあります。

⑤ 支給決定、通知送付

⑥ 適合及び使用状況確認(仮納品)

市町村担当者が、実際に使用している状況の確認を行います。その際、判定を受けた製品が全て揃っているか確認してください。また、本体・スイッチ・環境制御装置・呼び鈴等の操作状況の確認し、全ての製品及び本人の操作時の様子等の写真を撮影します。

⑦ 適合報告書作成

確認を行った状況を基に適合報告書を作成。適合報告書及び写真を相談所に提出します。

⑧ 適合判定、製品検査

適合報告書及び写真の内容から判定医による適合判定、担当者による製品検査を行います。その後支給券に捺印し、市町村又は補装具事業者へ支給券を送付します。

⑨ 本人受領

適合判定、製品検査後、本人受領となります。

5 その他

(1) 修理・再支給について

進行の状況によりスイッチ変更がある場合は修理申請となります。必要書類や流れについては、「4申請から受領までの流れ」と同様です。

(2) プリンタについて

申請者にプリンタの必要性の有無を聞き取ること。必要「無」の場合、カタログや見積書の確認後、本体価格から 15,000 円減額すること。

(3) 「オペレートナビ TT」等を搭載したパソコンの申請について

重度障害者用意思伝達装置のうち「パソコンをベースとしてソフトウェアを組み合わせた（インストールした）意思伝達装置」におけるパソコン本体の取扱いについては、以下の①②の条件をいずれも満たす場合、パソコンも支給対象とすることが可能。なお、購入費用はソフトウェアとパソコン本体が告示の基準額の範囲内とする。

① 「重度障害者用意思伝達装置」導入ガイドラインに示された「専用機器」としての要件を満たす対応ができること。

→パソコンをベースとしてソフトウェアを組み合わせた（インストールした）意思伝達装置に該当する内容の申請では、申請時に『重度障害者用意思伝達装置の「専用機器」に関する証明書』の添付が必要。補装具事業者は証明書に署名・押印を行い、申請者（家族）に対し証明内容の説明を行う。申請者（家族）は説明を受け、署名（本人氏名は代筆可）・押印等を行い、必要書類と一緒に申請すること。

② パソコン本体は、推奨動作環境モデルパソコンと同等の性能であること。

申請時、パソコン本体の性能が分かる仕様書を添付する。仕様書内容で確認を行う。

申請者の希望により、申請者が所有するパソコンに「意思伝達装置の機能を有するソフトウェア」をインストールして利用する場合には、そのソフトウェアにかかる購入費用は、特例補装具費としての対応が可能です。が、パソコン本体の購入費及びその修理費は補装具費の支給対象外です。

なお、操作スイッチ類等は、本体が専用機器（購入基準内）か、特例補装具に関わらず、補装具費の支給対象となります。

(4) 特例補装具等について

補装具費支給基準にない意思伝達装置の相談があった際には、個別の対応となるので相談時点で相談所まで連絡ください。

<参考> 重度障害者用意思伝達装置(本体)

○本体(二つの方式)の例

【文字等走査入力方式】文字や単語をスイッチ操作により選択することでことばを綴るもの



ファインチャット



伝の心



TCスキャン



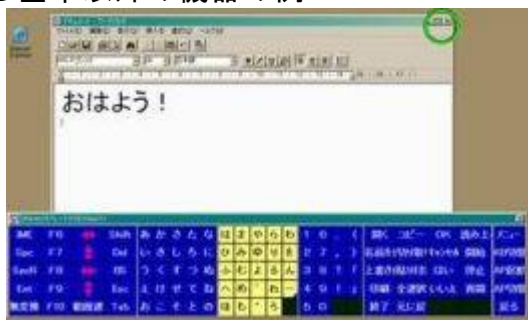
OriHime eye

【生体現象方式】生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するもの



マクトス

○基準以外の機器の例



オペレートナビ TT (ソフト)

Windows 操作支援ソフトウェア(オペレートナビ TT)を用いて Windows のアプリケーションを操作する。

パソコンの知識・経験があり、様々な機能を使用したい人向け。

<参考> 入力装置(スイッチ)

接点式 	操作が分かりやすく、クリック音やクリック感などの操作感があるので入力したことを確認できる。手だけでなく足や頬などいろいろな身体部位で操作することができる。	帯電式 	身体の静電気に反応する装置なので、荷重をかける必要がなく操作部位に力がなくても操作できる。
筋電式 	腕やあごなどの大きな筋肉が収縮するときが発生する筋電の強弱を、検知する装置。眼球の素早い動きを検知することもできる。	光電式 	スイッチにタッチしなくても設定した距離まで近づけば反応する。感度が高く、操作部位のわずかな動きを検知可能。額やまぶたなど、接触が煩わしい部位でも操作できる。
呼気式 	呼気圧を検知する装置。同じスイッチで「吹く」、「吸う」の2つの入力まで可能。	圧電素子式 	わずかな力でも薄板がたわみ、発生した電圧を検知する装置。操作部位のわずかな動きを捉えることができる。手、足、顔など様々な部位で使用可能。
空気圧式 	エアバッグを身体の様々な部位で押すことにより、空気圧の変化を検知する装置。押す強さは感度調整で変更でき、手、足、頭など動きの大きさに合わせることが可能。	視線検出式 	視線の動きをカメラ(センサ)で捉え、信号処理によって出力を得る装置。画面上の文字盤を見つめて、その文字を選択入力する。